

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第二十九号) 新旧対照表【第四条関係】

改正後	改正前
第一条～第十条 〔略〕	第一条～第十条 〔略〕
<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第十一条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>第十一条 削除</u></p>
第十二条～第十四条 〔略〕	第十二条～第十四条 〔略〕
(学級の編製の基準)	(学級の編製の基準)
第十五条 〔略〕	第十五条 〔略〕
2 幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数は、 <u>三十人</u> 以下でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。	2 幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数は、 <u>三十五人</u> 以下でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
3 〔略〕	3 〔略〕
(職員の数等)	(職員の数等)
第十六条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次	第十六条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭_____又は保育教諭(次

改正後	改正前
<p>項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。</p>	<p>項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 前項の規定を適用する場合において、同項の表に定める職員の員数の算定については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 前項の表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数とすること。</p>	<p>4 前項の規定を適用する場合において、同項の表に定める職員の員数の算定については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 前項の表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭_____、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数とすること。</p>
<p>二～四 [略]</p>	<p>二～四 [略]</p>
<p>5 [略]</p>	<p>5 [略]</p>
<p>6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>一 副園長又は教頭</p> <p>二 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>三 事務職員</p>	<p>6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>一 副園長又は教頭</p> <p>二 主幹養護教諭_____、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>三 事務職員</p>
<p>7・8 [略]</p>	<p>7・8 [略]</p>
<p>9 <u>第四項第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項、次項及び第十一項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第四項第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p><u>10 第七項及び前項の規定により第四項第一号に定める者を特定理学療法士等又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等及び看護師等の総数は、同号の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>11 第七項及び第九項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって第四項第一号に定める者（第九項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第十七条～第二十七条 [略]</p>	